

事業主のみなさん!

作業場も
含まれます

事務所労災

って知っていますか?



これら業務中のケガ等は現場労災で補償されません

倉庫・作業場

自社の作業場で材料の準備・加工、片付けをしている。



事務所

労働者が顧客からの依頼で見積書を作成している。



事務所や倉庫の除雪・防災作業

事務所や倉庫の除雪作業、台風や大雨などの防災対策を労働者が行っている。



事務所労災とは **特定の工事現場以外の業務労災に備える保険です**

< 各会社の事業主に**加入義務**があります >

特定の工事現場以外の業務を行う労働者（工事現場の業務と兼務する場合も含まれます）を1人でも雇っていれば、事業主は事務所労災の加入手続きを行い、保険料（全額事業主負担）を国に納付する必要があります。

- ✓ 特定の工事現場以外の業務を行う“**見込み**”がある場合も加入の対象になります。
- ✓ 現場とそれ以外の業務のどちらも担当する労働者は、**それぞれの業務時間を記録しておきましょう**。



事務所労災 Q&A



保険料はいくらかかるの?

A 特定の工事現場に付随しない業務をした時間によって保険料が変わります。

保険料の計算例 現場従事の作業員(月30万)が該当作業に月1日3時間(全体業務量の5%と試算)従事する場合

月30万円×12ヶ月の5%×保険料率3/1000=540円

※ユニオンで事務委託する場合、事務手数料 年度間3,000円



特定の工事現場以外の業務を行う労働者がいるのに事務所労災に加入しないとどうなるの?

A 労災保険に加入していないことが分かった場合、原則として過去2年分の保険料をさかのぼって納める必要があります。また、未加入の期間中に労災事故が起きたときは、保険給付にかかった費用の全部または一部を事業主が負担することがあります。

従業員も、会社も守るため、
組合、もしくはお近くの労働基準監督署へ相談してください。



建設業の事業主の皆さまへ

～所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は

事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。
（裏面〈参考〉を参照）

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内での作業
 - ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
 - ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
 - ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）
- （*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- ① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。
※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。
- ② 適用単位（事業場）は、原則、当該建設事業場（事業主）の事務所所在地となります。
※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。
- ③ 適用業種については主たる業態により判断されます。
- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。
※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出勤等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに依じた賃金額を算出してください。

所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務で負傷（疾病含む）した場合は事務所等労災の保険関係で労災請求してください。

◆ 成立手続と保険給付に関して…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合（又は行う見込みがある場合）で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。
- 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することがあります。
- 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は→



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

<参考> 有期事業と事務所等（継続事業）の労災保険料の区分例

- ① 元請A社の工事現場にかかると業務（注）を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。（ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く）
（注）なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかると業務でも自社の工場等で製作加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。
 - ② C社労働者が特定の工事現場に付随しない、C社内の倉庫整理を行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
 - ③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
 - ④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行なった場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
（ただし、事業として行っている場合は除く）
 - ⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業（工期の定めはなし）を他の業務の合間を利用して行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
（建設の感棟」となる業務であっても工期の定めがない場合は、「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。）
- *以上①～⑤はあくまで一例です。

<建設業の事業主の皆さまへのお願い>

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

- 労働保険の年度更新では、ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係（労災）イ 特定の工事現場に付随しない業務については「事務所等労災」（継続事業）の保険関係（労災）ウ 所属労働者の雇用保険
- 以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。
- 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合（疾病含む）は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。

※ご不明点があれば、都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。